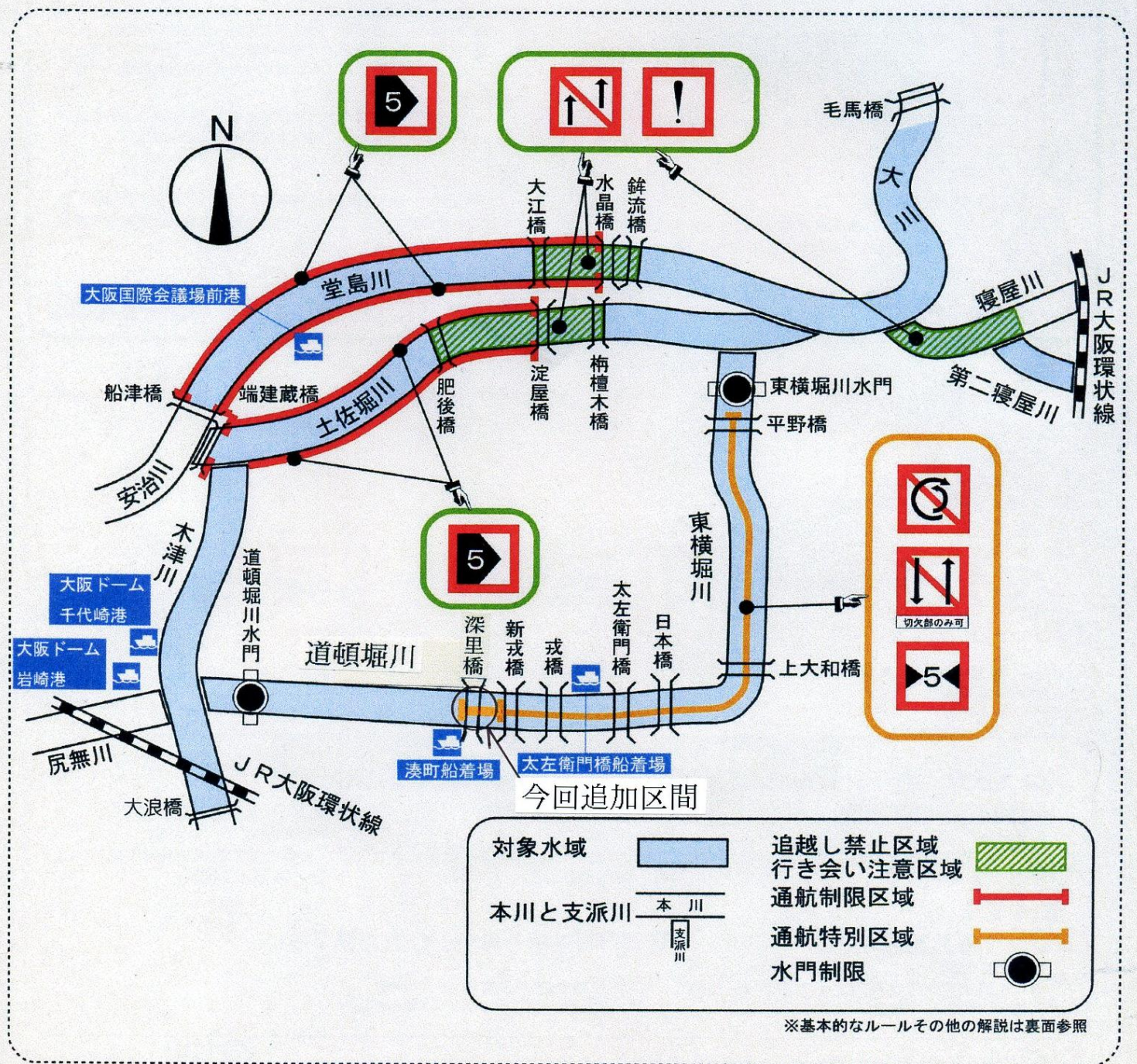


～河川航行ルールのご案内～

大阪府・大阪市では、河川における水上交通の適正で安全な利用の増進を図るため、航行ルールを定めました。

航行ルールが適用される河川は、大川、堂島川、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川、東横堀川、道頓堀川です。

安全で快適な河川環境を維持するため、航行ルールの遵守をお願いします。



※基本的なルールその他の解説は裏面参照

● 基本的なルール

● 右側通航

適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、できる限り右側に寄って通航するものとします。

● 動力船の通航方法

● 追越し

追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の通航に支障を与えないよう十分な距離をもって追い越すものとします。

● 横切り

河道を横切る場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとします。

互いに進路を横切る場合に衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船が、進路を避けるものとし、かつ、やむを得ない場合を除き、船首方向を横切らないものとします。

● 行き会い

行き会う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとします。

● 支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けるものとします。

● 河川を上流に向けて通航するものが航路を譲るものとします。

● 通航又は船着場の接岸に当たっては、接触又は航走波により、他の船舶等の通航へ著しい支障などを与えないようにするものとします。

● 非動力船の通航方法

非動力船（手こぎボートなど）は動力船と行き会う場合は、徐行又は減速し、動力船に航路を譲るものとします。

● 存在認識の方法

夜間に通航する場合は、動力船はその存在が認識できる灯火を、非動力船は他の船舶等との衝突を防ぐため携帯灯を十分な時間表示することとします。

● 堂島川・土佐堀川・寝屋川・第二寝屋川・木津川・大川でのルール

■ 追越し禁止区域



● 対象区域

- ・堂島川（鉾流橋上流端～大江橋下流端）
- ・土佐堀川（栴檀木橋上流端～肥後橋下流端）
- ・寝屋川（第二寝屋川の合流点～大川の合流点）

● 通航方法

追越し禁止区域では、他の船舶等の追越しを禁止します。

■ 行き会い注意区域



● 対象区域

- ・堂島川（鉾流橋上流端～大江橋下流端）
- ・土佐堀川（栴檀木橋上流端～肥後橋下流端）
- ・寝屋川（第二寝屋川の合流点～大川の合流点）

● 通航方法

行き会い注意区域では、他の船舶との行き会いについて、特に注意するものとします。

■ 通航制限区域（堂島川・土佐堀川）



● 対象区域

- ・堂島川（水晶橋下流端～船津橋上流端）
- ・土佐堀川（淀屋橋下流端～端建蔵橋上流端）

● 通航方法

通航制限区域では、護岸から5メートルの水域における船舶等の通航を禁止します。

※このルールは以前から制定されているものです。

■ 教習艇の通航

教習艇は、旗の掲揚その他の方法によって自船が教習艇であることを明示するとともに、他の船舶等の通航に支障を及ぼさないようにするものとします。

☎ お問い合わせ先：大阪府

● 東横堀川・道頓堀川でのルール

■ 通航特別区域（東横堀川・道頓堀川）

● 対象区域

- ・東横堀川（平野橋上流端～）
- ・道頓堀川（～深里橋下流端）

● 通航方法



● 回転禁止

船舶等の回転を禁止します。



● 行き会い・追越し禁止

船舶等の行き会い（すれ違い）、追越しを禁止します。



● 船幅制限（5m）

船幅が5.0mを超える船舶の通航を制限します。

※上大和橋下流端から日本橋下流端までの区間においては、「回転禁止」および「行き会い・追越し禁止」は適用されません

☎ お問い合わせ先：大阪市

大阪府

● 都市整備部河川室

〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目
TEL：06(6941)0351

● 西大阪治水事務所

〒550-0006

大阪市西区江之子島2丁目1-64
TEL：06(6541)7771

● 寝屋川水系改修工営所

〒536-0023

大阪市城東区東中浜4丁目6-35
TEL：06(6962)7661

大阪市

● 建設局下水道河川部

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16
TEL：06(6615)6833

詳細情報はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/kasen/>
<http://www.city.osaka.jp/kensetsu/>

河川航行ルールに関するお問い合わせ先